

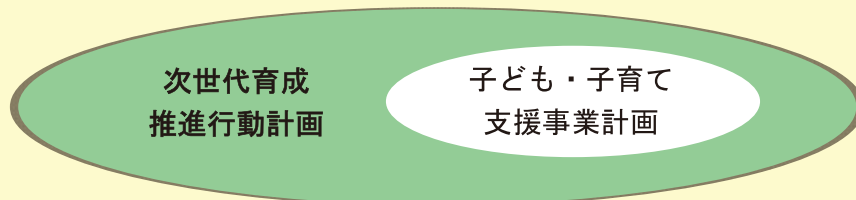
計画策定の背景と趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。子ども・子育て支援新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。このような流れを受け、板橋区では「板橋区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、今後の区の子育て支援施策を展開していきます。

計画の位置付けと期間

- ◆この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保の内容及び実施時期や業務の円滑な実施に関する内容を定めるものです。
- ◆この計画は、平成27年度を初年度として平成31年度までの5年間を一期として策定します。
- ◆この計画は、子ども・子育て支援法で求められている事項についてのみの計画であり、それらを含め子育て施策については来年度策定する「板橋区次世代育成推進行動計画」において計画化することとします（下図参照）。

「板橋区子ども・子育て支援事業計画」と「板橋区次世代育成推進行動計画」の
対象範囲のイメージ



計画の推進

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検・評価を実施します。なお、計画に定める量の見込み（需要数）が、大きく変動する等、計画に関わる状況が変化した場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

計画の基本理念

板橋区子ども・子育て支援事業計画では、子育て支援は「保護者が子育てについての第一義的責任を有すること」を前提としつつ、地域や社会がみんな育てるという意識を高め、子育てに対する不安や負担及び孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子育てや子どもの成長に喜びと生きがいを感じられるよう支援し、“子どもの最善の利益が実現される板橋区”を目指します。

計画の基本目標

1 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善

待機児童を解消し、仕事と子育ての両立を支援します。また、待機児童の解消にとどまらず、施設の区別なく全ての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるまちづくりを推進します。

2 安心して子育てができる体制づくり

身近な場所で相談できる体制の充実のほか、子育て中の保護者同士の交流の場の提供、特別な支援が必要な子どもへの配慮など、制度・事業を利用しやすくし、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進します。

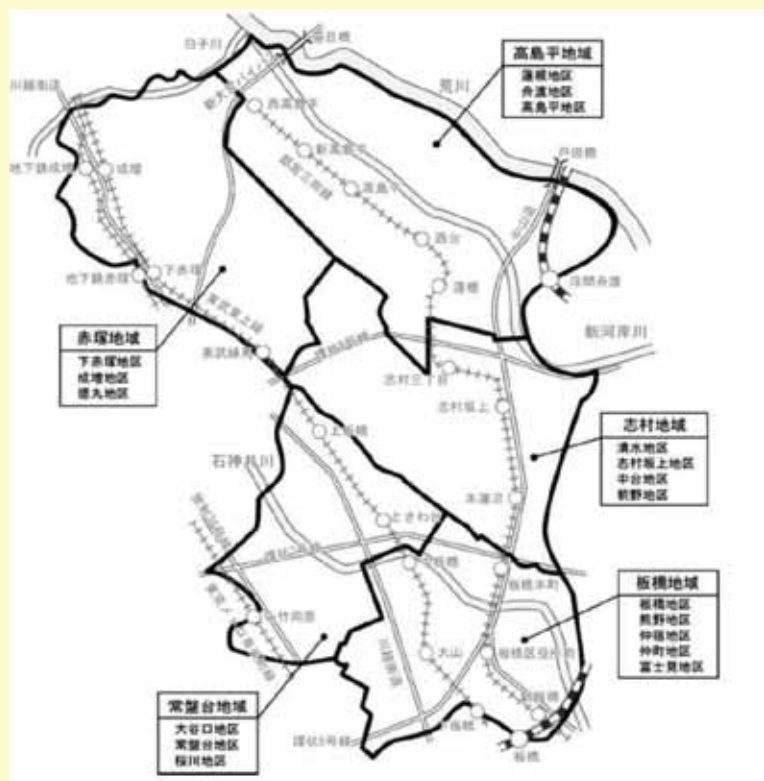
3 子育て中の保護者の様々な状況に応じた支援

急な用事の時などに利用できる一時預かりをはじめ、その他の子育て支援事業の充実により、板橋区で暮らす全ての子どもと子育て中の家庭を支援するまちづくりを推進します。

教育・保育提供地域の設定

板橋区の教育・保育提供地域の設定については、区内5地域（板橋・常盤台・志村・赤塚・高島平）に設定します。

なお、この設定に伴い基盤整備を実施する場合には、5地域間の供給量の比率を考慮し、その地域の中でも特定のエリアに偏在化することなく、単一地域を交通事情や調査した地域センターの行政区界等により複数のエリアに分けるなどして均等になるよう、柔軟に対応していくこととします。



【5地域と18地域センターとの関係】

- 板橋地域……板橋・熊野・仲宿・仲町・富士見の地域センター管内
- 常盤台地域（上板橋地域）…大谷口・常盤台・桜川の地域センター管内
- 志村地域……清水・志村坂上・中台・前野の地域センター管内
- 赤塚地域……下赤塚・成増・徳丸の地域センター管内
- 高島平地域…蓮根・舟渡・高島平の地域センター管内

教育・保育事業

教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供地域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

対象施設及び現状

【教育・保育施設】

- 認定こども園（幼稚園型1園、地方裁量型1園）
- 幼稚園（区立幼稚園2園、私立幼稚園34園）
- 認可保育所（区立保育園39園、公設民営保育園2園、私立保育園55園）

【地域型保育事業】

- 家庭的保育（家庭福祉員72名）
- 小規模保育（板橋スマート保育20園）
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育（20事業所）

※カッコ内は平成26年4月の区内施設数

認定区分

幼児期の教育・保育の量の見込み（需要数）について、3つの認定区分を設定します。

区分	対象	該当する施設
1号認定 （教育標準時間認定）	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園
2号認定 （満3歳以上・保育認定）	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園
3号認定 （満3歳未満・保育認定）	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園・地域型保育事業

目標事業量（供給目標量）

- ◆1号認定・2号認定については、現在の定員が量の見込み（需要数）を超えています。
- ◆3号認定については、今までも「板橋区保育計画」に基づき保育定員の拡充に努めてきましたが、一層高まる保育ニーズに対応するため、待機児童数の動向を見ながら、認可保育所や小規模保育等、各施設の特徴を活かした整備を検討していきます。

- (1) 1号認定（2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む）
〔幼稚園・認定こども園〕

認定区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(需要数)	5,450人	5,501人	5,520人	5,588人	5,599人
目標事業量(供給目標量)	7,433人	7,433人	7,433人	7,433人	7,433人

- (2) 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い方を除く）
〔保育園、認定こども園〕

認定区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(需要数)	5,566人	5,599人	5,630人	5,700人	5,746人
目標事業量(供給目標量)	5,709人	5,859人	5,979人	5,979人	5,979人

- (3) 3号認定
〔保育園・認定こども園・地域型保育事業〕

認定区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み(需要数)	1,298人	4,160人	1,268人	4,233人	1,303人	4,251人	1,273人	4,289人	1,307人	4,313人
目標事業量(供給目標量)	1,127人	3,991人	1,237人	4,221人	1,325人	4,405人	1,325人	4,405人	1,325人	4,405人

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に定める地域子ども・子育て支援事業について、各事業の目標事業量について記載します。

事業名		事業の概要	平成31年度 目標事業量
1	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、子ども・子育てに関する支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。	区役所に保育専門相談員を配置し、施設利用支援を中心に子育てに関わる相談を充実させます。
2	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、「通常の利用日及び利用時間」以外の日・時間において認定こども園・認可保育所等において保育を実施する事業です。	4,319人
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として区が定めるものを助成する事業です。	国の制度と連動した生活保護世帯への補足給付を検討していきます。
4	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業 ※	待機児童対策として新設した教育・保育施設や地域型保育事業が、保育の質を保ち、安定的・継続的に事業を運営できるよう巡回を実施し、支援や助言等を行う事業です。	区立保育園の退職者を活用した巡回による助言などを行います。
5	放課後児童健全育成事業 ※	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に安心・安全な居場所を確保し、放課後の体験・交流活動を通じて、健全な育成を図る事業です。	23,280人
6	子育て短期支援事業（ショートステイ） ※	保護者の疾病などの理由により、家庭において養育が困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。	延べ 472人
7	乳児家庭全戸訪問事業 ※	乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児・保護者の養育環境などを把握し、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者と子の健康管理や育児についての相談・助言などを行う事業です。	全ての対象者
8	養育支援訪問事業 ※	養育支援が特に必要な家庭に対して養育が適切に行われるよう、その居宅において養育に関する相談・指導・助言などを行う事業です。	支援が必要な 全てのケース
9	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言などの援助を行う事業です。	対象人口やエリア面積等を勘案し、各地域に複数か所設置します。
10	一時預かり事業（幼稚園）	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園・認可保育所などにおいて一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	延べ 184,079人
	一時預かり事業（幼稚園以外）		延べ 46,359人
11	病児保育事業	お子さんが病気の回復期又は回復期に至らない場合で医療機関にかかる必要はないが、保育園・幼稚園等に通園できないときに医療機関などで一時的に保育を行う事業です。	5か所 (延べ8,790人)
12	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	通院や地域活動への参加などでお子さんの保育ができないとき、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う会員制の事業です。育児の援助を受けたい区民（利用会員）のお子さんを、育児の援助を行いたい区民（援助会員）が預かります。	延べ 4,860人
13	妊婦健康診査 ※	妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するために定期的に健康診査を受けられるよう、検査費用を一部助成する事業です。	全ての対象者

「※」印のある事業については、事業の特性上、提供地域は区全域で1つの地域とします。

板橋区子ども・子育て支援事業計画 ー概要版ー
平成 27 年 3 月

発行・編集：板橋区 子ども家庭部 子ども政策課
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
TEL：03-3579-2471